

議案第30号

令和4年度成田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度成田市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和4年度成田市簡易水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------|----------------|----------|
| 自家用電気工作物保安管理業務委託料 | 令和4年度から令和5年度まで | 352千円 |
| 原水・浄水水質検査業務委託料 | 令和4年度から令和5年度まで | 10,197千円 |
| 放射性物質検査業務委託料 | 令和4年度から令和5年度まで | 616千円 |
| 簡易水道事業配水管移設工事（所） | 令和4年度から令和5年度まで | 91,000千円 |

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成